

休業要請を行う大規模施設等に対する協力金について

資料6-2

【考え方】

- 緊急事態措置区域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じていただいた集客力の高い大規模施設（1000平米超）等に対して、定額の協力金を支給する。

【内容】

- 特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）に対して、20万円/日・施設を支給。
- 当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、2万円/日・事業所を支給。

| | 大規模施設 | テナント・出店者 |
|------|--|---|
| 支給対象 | 人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1000平米超の施設 | 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等 |
| 支給金額 | 20万円/日・施設 | 2万円/日・事業所 |